

公募要領の内容に関する質問と回答

No.	質問	回答
第2の2（2）実施方法		
1	余裕活用型は、0～2歳の利用定員に空きがある場合に実施ができるという理解で良いか。	○ご認識のとおりです。
2	認可外保育施設についても、余裕活用型を実施方法として選択できるか。	○本事業の設備基準及び人員配置基準は、一時預かり事業の基準と同様です。 ○当該基準において、認可外保育施設は、余裕活用型一時預かり事業の対象施設となっておりません。 ○そのため、認可外保育施設は余裕活用型で実施することができません。
3	一時預かり事業の専用室を活用し、本事業を実施するとした場合に、「こども誰でも通園制度の試行的事業実施計画書」の実施方法は、一時預かり事業の空き定員を活用しているものとし、余裕活用型として提出する認識で良いか。	○余裕活用型は、保育所等の利用定員の空きを活用して実施する方法です。 ○一時預かり事業の専用室を活用し、本事業を実施する場合は、実施方法を一般型（専用室独立実施）として「こども誰でも通園制度の試行的事業実施計画書」を提出してください。
第2の2（3）利用する子どもの決定方法及び利用調整		
4	余裕活用型の場合に、1か月の利用契約とすることができるか。	○本事業は、月単位で複数月の子どもを預かることを要件としています。 ○そのため、余裕活用型の場合は、2か月の利用契約としてください。
5	利用契約において、利用契約の更新がない旨を設けることができるか。	○利用契約に更新規定を設けないことも可能です。
6	利用者が預かりを開始するまでの一連の手続きを確認したい。	○利用希望者は、区に申請の上、本事業の利用要件を満たしていること確認します。 ○区は利用希望者宛てに「こども誰でも通園制度利用資格認定証」を交付します。 ○利用希望者は、各事業所に本事業の利用を申込みします。 ○事業所は、利用申込みを受け付ける際に、申込者が本事業の対象であることを「こども誰でも通園制度利用資格認定証」の提示を求め確認します。 ○事業者は、公平な方法により、申込者の中から利用者を決定します。 ○事業所は、各利用者に対して、利用に当たっての重要事項を書面により説明の上、契約します。
7	余裕活用型において、本事業の申込者数が利用可能枠数（定員）に満たなかった場合は、利用可能枠の空きで、翌月入所分の保育給付児童を募集する認識で良いか。	○利用可能枠の空きについては、翌月入所分の保育給付児童の募集・利用調整で活用します。 ○なお、区が保育給付児童、各事業所が本事業の利用者をそれぞれ決定することから、認識の齟齬によるトラブルを避けるため、密な連携を図り、定員管理を行う必要があります。
8	医療的ケア児については、かかりつけ医へ意見書の提出を依頼するなど、手続きに時間を要することが予想されるため、通常とは別の申込み手続きを設定することが認められるか。	○申込み方法は、各事業所において任意に設定ができます。 ○そのため、医療的ケア児に対する独自の手続きを設定していただくことも可能です。

No.	質問	回答
第2の2（5）開所日及び預かり時間		
9	本事業を土曜日のみ実施することが認められるか。	○保育施設の開所日の範囲内であれば、土曜日のみ本事業を実施することも可能です。
第2の2（6）利用可能枠等		
10	曜日ごとに異なる利用可能枠数を設定することができるか。	○曜日ごとに異なる利用可能枠数を設定することも可能です。
11	利用可能枠は、曜日ごとに異なる年齢内訳を設定することが認められるか。	○一般型の場合は、曜日ごとに異なる年齢内訳を設定することも可能です。 ○但し、一般型（在園児合同）については、各年齢の保育室で子どもの預かりを実施するため、曜日ごとに異なる年齢内訳を設定することが想定し難いと考えています。
12	実施期間中に、利用可能枠の年齢内訳を変更することができるか。	○実施期間中の変更については、利用者・今後の申込者等に影響が生じる可能性もあるため、区と協議の上、可否を判断します。
13	歳児ごとの利用可能枠は、満年齢と年度年齢のどちらで設定することとなるか。	○利用可能枠については、以下のとおり、満年齢で設定してください。 0歳定員は、0歳6か月～満1歳未満までの子ども 1歳定員は、満1歳～満2歳未満までの子ども 2歳定員は、満2歳～満3歳未満までの子ども
14	医療的ケア児や障害児を受け入れる場合に、職員配置の状況等を踏まえ、他児の利用を制限しても良いか。	○安全を確保するために、一時的に利用可能枠を縮小することや、各利用者との調整により、利用が重ならない工夫をすることもあり得ると考えています。 ○一方で、利用可能枠の縮小は、利用者・今後の申込者等に影響が生じる可能性もあるため、区と協議の上、可否を判断します。
第2の2（7）利用者負担額		
15	子ども一人1時間当たり275円を標準とする利用者負担額とは別に、利用者から給食費を実費徴収することができるか。	○子ども一人1時間当たり275円を標準とする利用者負担額以外に、利用者から実費を徴収することはできません。
16	利用者負担額は、子ども一人1時間当たり275円を標準とするとあるが、設定に当たっての上限があるか。	○明確な上限は設定していませんが、一般的な標準の範囲から逸脱していないか、他の事業所と比べ、突出し高額な設定となっていないかを確認の上、判断します。
第2の2（8）子ども及び利用者に対する支援		
17	慣れ保育期間を設けることができるか。	○保護者との合意が前提となりますが、子どもが慣れるまでの間、親子通園を実施することが認められています。 ○また、事業者と利用者で調整し、徐々に預かり時間を長くすることも考えられます。
18	利用者に対する支援に、育児の様子を見てもらう機会を設けるとあるが、具体的なイメージを確認したい。	○離乳食の食べさせ方など、子どもに対する保育従事者の接し方を見て、家庭での育児に生かしてもらうことを想定しています。

No.	質問	回答
第2の3 設備及び人員配置基準		
19	一般型（在園児合同）で実施する場合の子ども一人当たりの面積基準を確認したい。	○設備基準は、公募要領第2「3（1）」で示しているとおりです。 ○なお、0、1歳は子ども一人につき3.3㎡、2歳は子ども一人につき1.98㎡です。
20	本事業における保育従事者は、保育士資格の有無にかかわらず、子育て支援員研修等の受講が修了している必要があるか。	○保育士資格を有している場合は、公募要領第2「3（2）」で示す研修の受講の修了にかかわらず、保育従事者として配置することができます。
第2の8 委託料等		
21	本事業の実施に係る人件費は、委託料の子ども一人1時間当たり850円に含まれているとの認識で合っているか。	○ご認識のとおり、子ども一人1時間当たり850円の委託料に、本事業のために配置する保育従事者の人件費が含まれています。
22	子ども一人1時間当たり275円を超える利用者負担額を設定した場合、委託料から上乗せした額を減算することがあるか。	○利用者負担額の設定に応じて、委託料を減額することはありません。
23	事故等に備え保険に加入する必要があるか。	○保険加入は、各事業所の任意の取扱いとなります。 ○その上で、保険に加入した場合の保険料は、子ども一人1時間当たり850円の委託料及び利用者負担額を元手に、支払っていただくこととなります。
その他		
24	満3歳以上を預かることができないのか。	○本事業の対象となる子どもは、利用日時点において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業を利用していない0歳6か月から満3歳未満です（3歳の誕生日の2日前まで）。 ○そのため、本事業では、満3歳以上の子どもを預かることができません。
25	本事業の利用者を対象として、健康診断を実施する必要があるか。	○対象となる子どもの人数や限られた期間での日程調整等の理由から、実施が難しい場合も考えられますので、主治医・かかりつけ医の診断書の提出に替えることも差支えありません。
26	本事業を実施するに当たって、どの程度の利用が見込めるのか。	○令和6月2月に実施した子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査の中で、本事業の利用希望についても調査しています。 ○その結果や、保育施設を利用していない児童数に照らすと一定程度の利用があるものと見込んでいます。
27	本事業と一時預かり事業とを組み合わせる場合の職員配置の考え方を確認したい。	○本事業と一時預かり事業は、それぞれに配置する保育従事者の専任要件が設けられています。 ○そのため、同一時間帯に両事業を実施する場合は、それぞれの基準に基づき、保育従事者を配置する必要があります。 ○一方で、1日の中で、本事業と一時預かり事業の実施時間帯が重複しないように実施する場合は、同一の保育従事者が両事業を兼任することも可能です。
28	本事業の実施に当たり、新たに一時預かり事業を実施する場合は、別途、一時預かり事業に係る届出等の手続きが必要となるか。	○新たに一時預かり事業を実施する場合は、別途、「一時預かり事業実施届」及び添付書類を区に提出する必要があります。
29	本事業との組み合わせにより、実施する一時預かり事業は、保育サービス推進事業補助の対象となるか。	○専用室で一時預かり事業を実施する認可保育所は保育サービス推進事業補助の対象となります。
30	本事業の親子通園は、保育サービス推進事業補助の対象となるか。	○本事業として親子通園を行う場合は、保育サービス推進事業補助の対象外となります。

No.	質問	回答
31	<p>応募書類様式2-1「杉並区子ども誰でも通園制度の試行的事業実施計画書（シート名：実施希望事業所一覧）」の入力項目「受入総日数」は、令和6年10月から翌3月までの期間で預かりを行う日数を入力する認識で良いか。</p>	<p>○ご認識のとおりです。</p>